

## 内部通報窓口の開設について

令和4年6月8日  
関東学生ゴルフ連盟  
会長 黒須 一雄  
委員長 市川 遼介

平成25年4月25日に、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本中学校体育連盟が共同で、下記のとおり、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言文」を公表しました。（公益財団法人日本スポーツ協会：<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=2636>）

また、昨今のスポーツ界における現状を踏まえ、令和元年9月12日、スポーツ庁がスポーツ団体ガバナンスコードを策定しました。

関東学生ゴルフ連盟（以下、「本連盟」という。）は、これらの現状を踏まえ、法令違反行為等の早期発見及びその是正を図ることにより、コンプライアンスを強化するために、内部通報規定を制定し、通報窓口を開設します。通報窓口のポイントは、以下の7点です。

- (1) 外部の弁護士事務所に通報窓口を設置する。
- (2) 利用者の秘密を保持し、不利益とならないよう十分に配慮する。
- (3) 事実であるとの根拠が示される場合は、匿名による通報も受け付ける。
- (4) 利用者は、加盟校に所属するゴルフ部員、個人加盟者（以下、「連盟加盟団体等」という。）とする。
- (5) 対象とする通報などの内容は、本連盟の加盟校のゴルフ部において法令違反行為、本連盟規約違反行為又は公益財団法人日本ゴルフ協会の定めるアマチュア規則違反が生じ、又は生じる恐れがある場合とする。
- (6) 事実調査により違反行為が明らかになった場合、本連盟は必要な議決を経て是正措置、再発防止策等を講じる。
- (7) 通報内容に事実があり必要な措置を執ったのちは、秘密保持に配慮し、通報内容、調査結果、是正措置の内容等を公表する。

本連盟の通報窓口は、以下とします。

服部総合法律事務所

住 所：〒100-0004

東京都千代田区大手町2丁目2番1号  
新大手町ビル2階249区

メール : [tuho.ksga@gmail.com](mailto:tuho.ksga@gmail.com)

通報窓口の利用については、関東学生ゴルフ連盟内部通報窓口利用案内を参照してください。

以上

## 関東学生ゴルフ連盟内部通報窓口利用案内

令和4年5月●日

### 1. 目的

関東学生ゴルフ連盟（以下、本連盟）に加盟する加盟校ゴルフ部の部員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス運営の強化に資することを目的とする。

### 2. 内部通報窓口の利用者・通報対象事実

- (1) 内部通報窓口の利用者（以下、単に「利用者」という。）は、本連盟の個人加盟者又は、加盟校に所属するゴルフ部部員とする。
- (2) 本連盟の個人加盟者又は加盟校のゴルフ部において法令違反行為、本連盟規約違反行為又は公益財団法人日本ゴルフ協会の定めるアマチュア規則違反（以下、「当該違反行為」という。）が生じ、又は生じる恐れがあること。

### 3. 通報方法及び窓口

#### (1) 通報方法

書面又は電子メールの方法で通報を行う。通報にあたっては「通報事案」（様式1 以下「本書式」という。）に必要事項を記載し、(2)の弁護士事務所に本書式を郵送又は電子メールで送信する方法で行うこととし、通報者は、通報事実を裏付ける資料を提出することに努める。なお、電話での通報はできませんので、ご注意ください。

#### (2) 通報窓口

本連盟の通報窓口は、下記の弁護士事務所とする。

### 記

服部総合法律事務所

担当弁護士：服部滋多

住 所：〒100-0004

東京都千代田区大手町2丁目2番1号

新大手町ビル2階249区

メール：tuho.ksga@gmail.com

### 4. 通報窓口では対応出来ない事項

- (1) 裁判その他の国家機関又はスポーツ仲裁裁判所若しくは日本スポーツ仲裁

機構による紛争解決手続に係属している又はこれらによる判断が確定した  
もの。

- (2) 競技においてなされる審判及び競技団体の判定に関する事項。
- (3) 大学ゴルフに関係しない法令違反等行為，私怨，誹謗中傷，不平不満等。
- (4) 怪我や疾病の診断若しくは治療，医薬品やサプリメント等の成分に係る事項。  
等，医学的又は薬学的な見地に係る事項。
- (5) 通報者又は通報対象者の家庭に係る事項。
- (6) 通報対象事実に該当しない事項。

#### 5. 相談事項への対応

利用者からの相談事項を受理した窓口は，事案内容を分析し，常任理事会が選任し  
た内部通報窓口担当理事に報告し，本連盟の以下の機関等（以下，単に「調査機関」  
という。）に事実の調査をさせることができる。

- ① 内部通報窓口担当理事が選任する調査委員
- ② 服部総合法律事務所

#### 6. 通報対象事項の事実調査

- (1) 前項①及び②の者は，事実調査にあたり，利用者の秘密を守り，利用者のプ  
ライバシーに十分配慮した上，遅滞なく，必要かつ相当と認められる方法で調査を  
行う。
- (2) 前項による調査中は，調査の進捗状況について，適宜，利用者や当該調査に協  
力した者等の信用，名誉及びプライバシー等に配慮し，利用者（匿名による通報  
者は含まない。）に通知する。
- (3) 調査結果は，可及的速やかに取りまとめ，遅滞なく利用者（匿名の通報者は含  
まない。）に通知する。

#### 7. その他

上記の他は、「内部通報規定」に基づく。

以上